今月の焦点

ＢＩＳ規制見直し提案とわが国銀行などへの影響

要　　約

1988年の合意策定から10年を経過し、近年の金融業務の高度化に即応しきれなくなってきたBIS規制の見直し案が示された。同案では、金融機関の健全性確保のため「銀行の自己規律」や「市場の監視機能」の重視を基本的枠組みに折込み、自己資本規制にも①民間企業向け貸出のリスク・ウェイト精緻化、②銀行勘定の金利リスクなどへの資本拡充を提案。今後、銀行経営面で資本の一段の積み増しと資本効率重視のほかリスク情報の開示が求められよう。これが企業側にも情報開示の拡充と収益重視の経営を促がすこととなろう。

業務の高度化・複雑化への対応
――ＢＩＳ規制見直し提案の背景

バーゼル銀行監督委員会は、本年6月「新たな自己資本充実度の枠組み」と題したいわゆるＢＩＳ（国際決済銀行）規制を抜本的見直す市中協議案を公表した。

これに対する関係者からのコメントは2000年3月末まで受付けられるが、同案の求める方向は、金融ビッグバンとともにわが国金融機関経営や企業財務などの行方にも影響を及ぼすと考えられるので、こうした点について概観することとした。

今回の見直しは、1988年に現行合意が策定されてから10年を経過し、近年における金融業務の高度化・複雑化により実態に即応しきれなくなっているとの認識に基づくもので、具体的には次のような問題点が指摘されていた。

① 民間企業向け貸出のリスク・ウェイトを一律100％としている等の点で信用リスクを正確に反映したものとなっていない。

② 債権流動化や新しいリスク削減手法等先端的な金融手法に対応したものとなっていないため、現行自己資本比率が銀行の財務状態を示す適切な指標となっていない。

③銀行勘定の信用リスクとトレーディング勘定のマーケット・リスク以外のリスク（銀行勘定の金利リスクやオペレーショナル・リスクなど）への自己資本賦課を明示的に織り込んでいない、などである。

表1　BIS規制のこれまでの経緯

▽1988年7月
　バーゼル自己資本合意（いわゆるBIS規制）案公表
▽1992年末（日本は93年3月期）
　バーゼル自己資本合意実施へ
▽1993年4月
　マーケット・リスク規制案公表
▽1995年末（日本は96年3月期）
　マーケット・リスク規制実施へ
▽1999年6月
　バーゼル自己資本合意見直し市中協議案公表
▽2000年3月末
　見直し案へのコメント締切り（年内に原案公表）
▽実施時期は未定（早くて2002年以降）

今回の見直し案では、①金融システムの安全性と健全性の促進、②銀行の競争条件の均等化（Level Playing Field）、③金融技術革新に即応して実際のリスク状況と整合性のあるものとする、④引続き国際的に活動をする銀行を対象とすることなどを基本方針として、上記問題点に即応する形で策定されている。

この提案を前回合意と比較すると（これまでの経緯は表1参照）、前回合意時には邦銀のオーバープレゼンス抑制の狙いから「銀行の競争条件均等化」にアクセントがあったが、今回は最近の内外金融システムの不安定化の経験を踏まえて、金融システムの安定化やヘッジ・ファンドなど高リスク与信に配慮し、銀行の自己規律や市場規律を重視したものとなっている。

市場規律重視など三つの柱
――新提案の内容の特色

そこで今次提案をみると、基本的枠組みは三つの柱により構成されている。その第一は、現行規制と同様の考え方に基づく「最低所要自己資本の充実」であるが、このほか第二に自己資本充実度に関する「当局監督上の検証プロセス」、第三に情報開示の充実による「市場規律強化の必要性」が加えられている点に特色がある。これは最近の金融市場の経験に照らして、金融機関の健全性確保に当って当局の規制よりも「銀行自らの自己規律」や「市場の監視機能」を重視することが、自己資本比率規制を補完するうえで重要であるという考え方を反映したものである。

このうち第一の「最低所要資本算定」についてみると、①前回の「銀行勘定の信用リスクに対する最低所要自己資本」の算出方法を精緻化しているほか、②新たに銀行勘定の信用リスク以外のリスク――例えば、銀行勘定の金利リスクやコンピュータ誤操作などのオペレーショナル・リスクなども対象としたうえ（注1）、③銀行システム全体に対する所要自己資本の現行水準を維持すべきことが提案されている。

（注1）銀行勘定の金利リスクについては、「平均を著しく上回っている銀行」（outlier）に対して自己資本を課すこととしているが、 outlierの定義やリスク計測方法については各国の裁量が必要とし、またオペレーショナル・リスクなどについてもリスクの定量化は困難との認識を示して、関係者からのコメントを求めている。

ただ、自己資本比率という単純な仕組みによる規制だけで対応するには限界があるとの認識から、銀行ごとに業務の重点が違う点を考慮して、各銀行が自行に相応しい自己資本の水準を当局と協議して決め、この自己資本の水準についての各行の説明を当局と市場がチェックしていくというのが第二と第三の柱の考え方である。この第二の柱である「当局監督上の検証プロセス」においては、当局が各行の適正自己資本を評価する際のポイントとして、「リスク管理プロセスとコントロールの適切性」、「自己資本の質と新たな資本の調達可能性」などが挙げられている。こうして銀行と当局が設定した適正な水準から銀行の自己資本が大きく乖離した場合には、当局は説得的対話などソフトな手法で早期に介入することが想定されている。

一方、当局の監督機能が追いつかなくなっていることも勘案して各銀行のリスクや自己資本の状況を開示して市場からの評価を求め、市場の評価を通じて銀行の行動を規律づけるというのが第三の柱である（注2）。

（注2）同提案公表後の7月27日公表された「信用リスクに関する指針」（「信用リスク管理の諸原則」など）では、この第三の柱を補完する形で信用リスク開示についての具体的な提案が行われている。

信用リスクに対する自己資本算定方式などを精緻化

銀行勘定の信用リスクに対する自己資本額の計算方法については、同提案では2つのアプローチを提示している。第1に、これまでの方式をベースとした「標準的アプローチ」で、民間企業向け貸出のリスク・ウェートを外部の信用評価機関を活用して精緻化することを容認している。このほか第2に、先進的リスク管理を行っている銀行への適用を想定した「内部格付けアプローチ」も選択肢として提案されている（さらに将来的にはより高度な「信用リスク・モデルアプローチ」の導入可能性も指摘）。

上記「標準アプローチ」では、次のように信用リスクに応じてリスク・ウェートを設けている（表2）。まずソブリン（国及びこれに準ずる機関）向け債権のリスク・ウェートについては、OECD加盟国向けは0％、その他諸国向けは100％というこれまでの一律の区分を改め、

表2　提案されたリスク・ウェートの体系（　　はソブリンの格付けを使用）

与信先		【現　行】	【市中協議案】						
			①標準的アプローチ						②内部格付に基づくアプローチ
			AAA～AA－	A＋～A－	BBB＋～BBB－	BB＋～B－	B－未満	未格付	・先進的な銀行に対し適用 ・銀行の内部格付に応じてウェイト付け
ソブリン		OECD加盟国0% その他諸国100%	0%	20%	50%	100%	150%	100%	
銀行	選択肢1(注)2	OECD加盟国20% その他諸国 100%	20%	50%	100%	100%	150%	100%	
銀行	選択肢2(注)3		20%	50%(注)4	50%(注)4	100%(注)4	150%	50%(注)4	
事業法人		100%	20%	100%	100%	100%	150%	100%	

資料　バーゼル銀行監督委員会による市中協議ペーパー
（「新たなる資本充実度の枠組み」）への付属文書から作成
(注)1. 例としてStandard & Poor sの表記を使用。
2. 選択肢1：当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。
3. 選択肢2：個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。
4. 原契約期間の短い（例えば6か月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。

各国の信用度に応じて0％～150％の5段階に評価される。ここでは信用度の評価にS＆Pの表記が用いられているが、これは例示であり、このペーパーに示された下記要件（表3）を満たせば内外の格付け会社や信用調査機関（例えば帝国データバンク）の評価を用いることができ、この点は各国当局の裁量に任されることとされている。

表3　外部信用評価機関(*)の適格性基準

①客観性……最低1年間は確立された手法
3年間確立が望ましい
②独立性……手法の政治的独立、
評価対象企業からの経済的自由
③透明性……一般に入手可能
④信頼性
⑤国際的アクセス……複数国での活動ではなく、
海外への情報提供が可能
⑥資　源……評価対象企業への継続的接触可能な
資源
⑦認　定……上記基準に基づいて当局が認定

(*)　必ずしも格付け会社だけを指すわけではない
資料　バーゼル銀行監督委員会による市中協議ペーパー
（「新たなる資本充実度の枠組み」）への付属文書から作成

次に銀行向けの信用については、二つの選択肢が示されている。一つは、ソブリン向け（国およびこれに準ずる機関）債権のリスク・ウェートをベースとするもの。もう一つは、銀行自体の格付けを用いるというものである。さらに、一般事業法人については、これまでは一律に100％のリスク・ウェートとされていたが、提案では優良格付け先向けの債権について20％に引下げる一方、格付け・信用度の低い先に対しては、150％に引上げられている。このうち邦銀の貸出の大半を占めている「格付けを取得していない先」に対する債権については、これまで通り100％のリスク・ウェートが課される。この結果、低格付けとなる先は実際上は格付けを取得しない可能性が高いため100％のリスク・ウェートが適用される先が大勢を占めることとなろう。なお貸出債権の証券化商品についても、格付けに応じたリスク・ウェートが付与される（これにより優良債権が証券化され、結果的に資産が劣化することを抑制）。

こうした標準的アプローチのほか、今回大枠のみが示された「内部格付けアプローチ」がある。先進行を中心に行内格付けと連動する形でこの「内部格付けアプローチ」の採用を指向する先が多く、「今後、同アプローチを具体化して詳細な市中協議ペーパーを作成する考え」（日銀）もあることから、内部格付けアプローチが主流となっていく可能性が大きい。

自己資本規制の適用は連結ベース中心に

この自己資本規制の適用対象については、現

行の規制と同様、国際的な活動をしている銀行（BISメンバー国の銀行）である。ただ、この規制が非BIS加盟の100ヶ国以上で実質的な基準として採用されているという現実を反映して、非BIS加盟での適用も考慮しこれら諸国の当局の意見も重視する姿勢を示している。

また今回の提案では、従来までの銀行を中心とする連結ベースでの適用に加え、銀行持株会社を含めた連結ベースでの適用、子会社（証券、保険を含む）の自己資本規制上の扱いについても明確にしている（表4）。

このうち証券・保険会社の自己資本規制については、ジョイント・フォーラム（BIS銀行監督委のほか証券監督者国際機構、保険監督者国際機構で構成）が別途協議ペーパーを公表しており、今後決められる。

国際的に業務を営む金融機関が、銀行、証券、保険兼営が大勢を占めようとしている現状で、これらのリスクに備えた自己資本を、単体、連結双方のベースで充実することが国際金融システムの安定には必要という考え方を反映したものである。この結果、グループ全体としての資本賦課が加わる可能性は大きい。

表4　規制の適用範囲の変更

(1)主として銀行業務を営んでいるグループはこのレベルにおける連結ベースで（持株会社レベルまで）適用される。
(2)、(3)、(4)自己資本合意はまた、より下位レベルでも国際的に活動する銀行全てに対し、連結ベースで適用される。

資料　バーゼル銀行監督委員会による市中協議ペーパー（「新たなる資本充実度の枠組み」）への付属文書から作成

自己資本積み増し負担、資本コスト増大などを懸念　――新提案の問題点

今回の提案が公表されると、銀行などから幾つかの懸念や批判が寄せられている。

その第1は、自己資本積み増し負担増大に対する懸念である。①信用リスク算定基準の精緻化により、低格付けの銀行向けやOECD加盟国（例えば韓国など）向け与信のリスク・ウェートが上昇すること（従来20→100％）、②銀行勘定の金利リスクなどへの自己資本賦課が求められること、③銀行持株会社への連結ベースでの自己資本比率適用を求められ、国内基準行の子会社分についても負担が増加すること（単体では4％でよくとも、連結ベースで8％の自己資本を求められる）等から邦銀の資本積み増し負担の増加懸念は少なくない。

この点について、資本積み増しの定量的な目安のない銀行勘定の金利リスクなどを除いて、信用リスクのウェート変化の影響度のみを「標準的アプローチ」をもとに試算した大手都銀では「リスク・ウェート20％の部分が150％の部分を上回り、リスクアセットはむしろ減少」とする先も多く、負担増は懸念するほど大きくならない可能性もある。

第2に、邦銀の資金調達コスト上昇の懸念である。邦銀に対する格付けが低下すると、邦銀向け債権のリスク・ウェートが上昇し、これが調達コスト上昇に跳ね返る問題である。具体的には、これまで邦銀が信用供与を受ける場合のリスク・ウェートは、ソブリンをベースとすると20％であったのが、新提案では50～100％とリスク・ウェートが上昇し、調達面で不利になることは避けられない。

第3に、銀行が信用リスク評価の際に採用する「内部モデル」の条件面での不利を指摘する声もある。例えば、欧米の先進行では内部モデルを開発・実用化しているが、邦銀は対応が遅れていること、国により異なる法制や銀行と企

業との取引慣行などが国際的に共通ルールに収斂する過程で、米国モデルに統一化されると、現実のリスク量の正確な測定に寄与せず、不利になるとの見方である。

こうした点については、市中協議などに当って十分説明していく必要があろう。

なお外部の信用格付け機関などを活用する場合、欧米系が優先されるとわが国企業は不利になるとの指摘もあり、海外からのアクセスなどの面で不利となる可能性は否定できないが、この点は前述のように各国の裁量に任されれば、問題は解消されよう。

求められる業務絞込みと資本効率

今回の提案で重視されている「各銀行が自行に相応しい自己資本の水準を当局と協議して決め、この自己資本の水準に関する各行の説明を当局と市場がチェックしていく」という考え方に立てば、各銀行は「自らの経営の重点をどこに置き、そのために資本をどう割当てていくか」、つまり資本収益率と資本効率の引上げを求められることとなる。とくに、金融ビッグバンにより業態の垣根が外れて競争が激化しているわが国金融機関にとって、この動きは不可避であろう。これと同時に、信用リスク以外についても資本積み増しを求められることになると、従来以上に資本コストの引下げも必要となる。この面で、今後適正な自己資本を算定する際、形式的な自己資本比率引上げではなく、払込株式、準備金など狭義の自己資本（Tier-1）の充実に努める必要が出てくることとなろう。

こうして各銀行が、資本引当負担の大きい低格付け企業（国）向けより優良企業（国）向け融資を選好する傾向が強まる。これにより企業の財務内容健全化の要請が強まり、このことが、結果的に直接金融化、資産の証券化の方向を促す。これは健全な方向であるが、この過程で財務面で脆弱な中小企業には影響が出てくる可能性も否定できない。

同様のことが外国政府・企業向け融資との関係でも生ずることとなろう。

必要なわが国の立場の積極的主張

わが国の場合、BISの規制を「米国の圧力」と受止め、これを批判する議論も多かった。

しかし、わが国は米国に次ぐ金融大国として国際金融システムの安定化・健全化に寄与していく責任がある。そのためには、国際的なルールづくりを受動的に受止めるのではなく、積極的に関与していくことが求められる。

この点につき、例えば「わが国の実情に即したリスク評価が可能となる手法」として、「中小向け融資を小口分散している場合、リスク・ウェートを引下げることを提案」（日銀）するとか、担保・保証などリスク削減範囲の弾力的な取扱いを要望することも伝えられている。

また、将来「信用リスクモデル・アプローチ」が主流となってくることを展望して、今後検討する「内部格付けに基づくモデル」策定に当って、わが国の取引慣行・実態を反映した手法を開発し、これを提示していくことも重要であろう。

（荒巻 浩明）